

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目20番3号  
(本社事務所)  
東京都品川区大崎一丁目6番4号  
株式会社夢テクノロジー  
代表取締役社長 本山 佐一郎

## 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月17日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年12月18日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目25番23号 京急第2ビル 7階  
コンベンションルームA P品川 Vルーム  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「第30期定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 株主総会の目的である事項  
報 告 事 項 (1) 第30期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）事業報告、  
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第30期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 当社と株式会社夢真ホールディングスとの株式交換契約承認の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使等についてのご案内】

- (1) 代理人による議決権行使  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yume-tec.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類及び株主総会参考書類には記載していません。
  - ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
  - ③ 株主総会参考書類のうち、株式会社夢真ホールディングスの定款の定め及び同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
- (3) 株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.yume-tec.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(自 平成29年10月1日)  
(至 平成30年9月30日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策に加え海外景気の緩やかな回復による輸出や製造が増加傾向でありました。それに伴い、企業収益や雇用情勢の改善、設備投資の増加基調が見られ、緩やかな回復が続いております。しかし、自然災害の影響や、海外においては米国の通商問題を含む政策運営、アジア新興国の経済政策などの先行き不透明感が経済に与える影響に関して、留意が必要な状況となっております。

当社グループの行うエンジニア派遣の市場は、省人化・自動化への投資が高まり設備投資が増加した製造業や、需要の高まるIT業界を中心としたエンジニア需要が引き続き活況となり、拡大傾向にあります。しかし、依然としてエンジニアの採用環境は厳しい状況が続いております。

このような事業環境の下、当社グループとしましては、エンジニア数を増やし早急に会社規模を拡大させ、ITエンジニア派遣としての位置づけを確立させることが重要だと考え、当連結会計年度は採用に注力した事業期間となりました。

採用面に関しては、人材に関する引き合いの増加に伴い、採用市場における供給不足の状況が継続する中、若い未経験人材や女性、外国人エンジニアの積極採用といった独自の採用路線を展開しております。また今後、世界的に人材不足が深刻化するIT人材の需要拡大を見越し、外国人の人材においても積極的な採用を行いました。当連結会計年度の採用人数は1,118名となり、平成30年9月末時点の在籍エンジニア数は2,414名となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高10,380百万円、営業利益442百万円、経常利益463百万円、親会社株主に帰属する当期純利益274百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

事業セグメントの状況は以下の通りであります。

当連結会計年度より、事業セグメントを従来の「エンジニアアウトソーシング事業」「N&Sソリューション事業」の2区分から「エンジニアアウトソーシング事業」の単一セグメントに変更しております。

これは、今後の事業展開、経営管理体制の実態等を踏まえ、より効率的な管理及び営業体制と適切な人材配置を実施するべく、報告セグメントについて再考した結果、当社グループの事業を一体として捉えることが合理的であり、事業セグメントは単一セグメントが適切であると判断したものであります。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に、実施しました設備投資の総額は約26百万円であります。  
その主なものは、営業システムの拡充によるものです。

## (3) 資金調達状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より500,000千円の調達を実施しました。

また、第3回新株予約権の一部行使により新株式を発行いたしました。これにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ23,868千円増加しております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

## (5) 事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成30年8月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社夢エデュケーションの吸収合併を行い、同社が営んでおりました事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- ① 平成29年12月22日付で株式会社クルンテープの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
- ② 平成30年5月31日付で株式会社夢エデュケーションの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。が、平成30年8月1日付で当社を存続会社とする吸収合併をしております。

## (8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分             | 第27期<br>平成27年9月期 | 第28期<br>平成28年9月期 | 第29期<br>平成29年9月期 | 第30期<br>当連結会計年度<br>平成30年9月期 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高           | —                | —                | —                | 10,380,679                  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | —                | —                | —                | 274,704                     |
| 1株当たり当期純利益(円)   | —                | —                | —                | 21.23                       |
| 総 資 産           | —                | —                | —                | 4,623,837                   |
| 純 資 産           | —                | —                | —                | 2,672,742                   |
| 1株当たり純資産額(円)    | —                | —                | —                | 205.02                      |

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第29期以前の状況は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分           | 第27期<br>平成27年9月期 | 第28期<br>平成28年9月期 | 第29期<br>平成29年9月期 | 第30期<br>当事業年度<br>平成30年9月期 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売 上 高         | 4,772,630        | 5,805,122        | 7,385,197        | 9,934,220                 |
| 当 期 純 利 益     | 201,433          | 405,864          | 65,056           | 281,287                   |
| 1株当たり当期純利益(円) | 17.63            | 34.61            | 5.12             | 21.74                     |
| 総 資 産         | 2,944,667        | 3,340,224        | 3,906,431        | 4,544,631                 |
| 純 資 産         | 1,816,163        | 2,432,624        | 2,605,454        | 2,681,375                 |
| 1株当たり純資産額(円)  | 158.98           | 196.93           | 201.32           | 205.68                    |

(注) 当社は、平成29年4月25日を効力発生日として当社普通株式1株を2株に分割しておりますので、「1株当たり当期純利益」「1株当たり純資産額」につきましては、当該分割が第27期の期首に行われたと仮定して算定しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会社名            | 資本金       | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係          |
|----------------|-----------|-------------|-----------------|
| 株式会社夢真ホールディングス | 805,147千円 | 61.31%      | 役員の兼務<br>出向者の派遣 |

(注) 親会社等との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本としております。また、当社取締役会では、取引内容及び条件を把握し、当社グループ及び少数株主の利益を害することのないよう、取引ごとにその適切性・妥当性を判断しております。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------|----------|----------|---------|
| 株式会社クルンテープ | 65,000千円 | 100.00%  | 人材派遣    |

(注) 1. 平成29年12月22日付で株式会社クルンテープの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2. 平成30年5月31日付で株式会社夢エデュケーションの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。平成30年8月1日付で当社を存続会社とする吸収合併をしたため、重要な子会社から除外しております。

## (10) 対処すべき課題

### ① 採用の強化

当社グループが行うエンジニアアウトソーシング事業における特性として、技術者数の増加により、長期的かつ多額の営業利益を得ることが可能であることが挙げられます。また、近年では技術革新の速度も増しており、エンジニアに対する引き合いの増加及び同業他社との採用獲得競争は今後一層強まると予想しております。そのため、より早期に多数の人材を採用することが必要不可欠であります。

技術者の確保という課題に対して、当社グループは独自の採用路線を展開し、同業他社との差別化を図ります。また採用に特化した採用専門拠点を国内に複数設け、全国から優秀な人材を採用してまいります。さらに有能なエンジニアを海外から積極的に受け入れるため、グループ会社などと協力し、ロシア、韓国、ポーランドなど優秀な人材の採用が可能と思われる各国への活動拠点の拡大及び人材発掘を予定するなど、外国人採用にも尽力いたします。

### ② 研修・フォロー体制の強化

エンジニアの逼迫した需要については、量的不足だけではなく質的不足も指摘されています。

当社グループとしましても将来に渡り継続して安定した収益を確保するため、早期に獲得した多数の人材に対して教育・研修を実施し、より技術力・収益性の高い技術者を養成しておく必要があります。また、在籍人数の増加に対して、採用人数の増加のみならず、退職率の低減も重要であります。以上の理由から、研修内容の充実及びメニューの拡充、退職ロスを削減する体制整備も実施いたします。

### ③ 営業力の強化

当社グループの主要事業であるエンジニアアウトソーシング事業では、多数の人材を抱えているため、迅速な派遣先企業へのマッチング及び派遣先企業の拡大を実現させるための強力な営業部門が必要です。

エンジニア数増加に伴った適切な営業人員の配置として、営業人員数の増加及び営業拠点の新設を計画しております。その結果、年間2,000名以上の採用を行いつつも、エンジニアの稼働率改善を実現してまいります。

## (11) 主要な事業内容（平成30年9月30日現在）

### エンジニアアウトソーシング事業

設計、開発、評価、品質保証、生産技術、メンテナンス、ネットワークの監視等

## (12) 主要な営業所（平成30年9月30日現在）

## ① 当社

| 名 称          | 所 在     |
|--------------|---------|
| 本 社          | 東京都品川区  |
| 関東支店         | 東京都品川区  |
| 採用プラザ 夢らぼ    | 東京都品川区  |
| 光村研修センター     | 東京都品川区  |
| イマス研修センター    | 東京都品川区  |
| 宇都宮サテライトオフィス | 栃木県宇都宮市 |
| 甲府サテライトオフィス  | 山梨県甲府市  |
| 神奈川支店        | 神奈川県厚木市 |
| 名古屋支店        | 名古屋市中区  |
| 大阪支店         | 大阪市中央区  |
| 南船場研修センター    | 大阪市中央区  |
| 採用プラザ 夢らぼ    | 兵庫県姫路市  |
| 広島支店         | 広島市中区   |
| 福岡支店         | 福岡市博多区  |
| 採用サテライト 福岡   | 福岡市博多区  |
| 計 15拠点       |         |

## ② 主要な子会社

| 名 称        | 所 在    |
|------------|--------|
| 株式会社クルンテープ | 東京都品川区 |

## (13) 従業員の状況（平成30年9月30日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況 2,601名

- (注) 1. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。  
 2. 従業員数は、受入出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であります。  
 3. 従業員数には、パートタイマー等は含まれておりません。

## ② 当社の使用人の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 2,513名  | 647名増       | 29歳5ヶ月  | 2年8ヶ月       |

- (注) 1. 従業員数は、受入出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であります。  
 2. 従業員数には、パートタイマー等は含まれておりません。



(14) 主要な借入先（平成30年9月30日現在）

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 270,000千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 180,000千円 |

2. 会社の株式に関する事項（平成30年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 22,449,600株  
(2) 発行済株式の総数 普通株式 13,025,200株  
(3) 株主数 3,945名  
(4) 大株主の状況

| 株主名                                                       | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|-----------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 株式会社夢真ホールディングス                                            | 7,986,800 | 61.31   |
| 有限会社佐藤総合企画                                                | 666,800   | 5.11    |
| 夢テクノロジー従業員持株会                                             | 159,200   | 1.22    |
| 松井証券株式会社                                                  | 68,700    | 0.52    |
| 佐藤 大央                                                     | 60,000    | 0.46    |
| 浜興産株式会社                                                   | 48,500    | 0.37    |
| BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 48,400    | 0.37    |
| 外崎 省三                                                     | 41,200    | 0.31    |
| 加藤 幸一郎                                                    | 41,200    | 0.31    |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                                     | 36,300    | 0.27    |

(注) 自己株式は保有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年9月30日現在）  
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はございません。
- (3) その他新株予約権の状況  
該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年9月30日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                    |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 本 山 佐一郎 | (株)クルンテープ 代表取締役社長                                                                               |
| 取締役副社長    | 金 子 壮太郎 | エンジニアリング事業本部本部長<br>(株)クルンテープ 取締役                                                                |
| 専務取締役     | 川 下 敏 久 | 人材開発本部本部長<br>(株)夢ソリューションズ 代表取締役社長<br>(株)夢エージェント 取締役<br>一起吧生活科技有限公司 董事長<br>(株)夢グローバル 代表取締役社長     |
| 取 締 役     | 佐 藤 大 央 | (株)夢真ホールディングス 代表取締役社長<br>(株)夢エージェント 取締役<br>(株)夢ソリューションズ 取締役<br>(有)佐藤総合企画 代表取締役<br>(株)夢グローバル 取締役 |
| 取 締 役     | 片 野 裕 之 | 管理本部長<br>(株)夢ソリューションズ 監査役<br>(株)クルンテープ 取締役                                                      |
| 取 締 役     | 佐 藤 義 清 | (株)夢真ホールディングス 専務取締役                                                                             |
| 常 勤 監 査 役 | 田 中 義 男 | (株)夢エージェント 監査役                                                                                  |
| 監 査 役     | 横 山 彰 彦 | (株)リポートリンク CFO                                                                                  |
| 監 査 役     | 竹 村 喜一郎 |                                                                                                 |

(注) 監査役横山彰彦及び監査役竹村喜一郎は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員       | 報酬等の総額                |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(一名) | 34,080千円<br>(一千円)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 10,800千円<br>(6,000千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 6名<br>(2名) | 44,880千円<br>(6,000千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成23年12月14日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与を除く。）とすることを決議しております。  
監査役の報酬限度額は平成23年12月14日開催の定時株主総会において年額12,000千円以内とすることを決議しております。
2. 当事業年度末日現在の取締役は6名、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役及び監査役の支給員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役が3名含まれているためであります。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
記載すべき事項はございません。

- ② 当事業年度における主な活動状況  
・取締役会及び監査役会への出席状況

|                 | 取締役会（12回開催） |        | 監査役会（13回開催） |        |
|-----------------|-------------|--------|-------------|--------|
|                 | 出席回数(回)     | 出席率(%) | 出席回数(回)     | 出席率(%) |
| 監 査 役 横 山 彰 彦   | 12          | 100.00 | 13          | 100.00 |
| 監 査 役 竹 村 喜 一 郎 | 12          | 100.00 | 13          | 100.00 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

#### ・発言状況

監査役横山彰彦は、取締役会及び監査役会の全てに出席し、豊富な経験に基づく経営者の観点から、議案・審議等につき適宜意見を積極的に述べておりました。

監査役竹村喜一郎は、取締役会及び監査役会の全てに出席し、豊富な経験に基づく経営者の観点から、議案・審議等につき適宜意見を積極的に述べておりました。

### ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、迅速でタイムリーな意思決定を行うことを第一に考え、取締役会は少数の人員でお互いの牽制機能を有効に働かせながら運営してまいりました。しかしながら、当社といたしましても、社外取締役選任の有効性については認識しており、現在、社外取締役の選定を行っているところであります。選定にあたっては、企業経営全般に対する知見に加え、当社が属する技術系人材派遣業界の特殊性を理解し、当社経営陣からの独立性を有することを要件としておりますが、現在のところ、これらの要件を満たす適任者の選定に至っておりません。

当社といたしましては、適任者とは判断が出来ない人物を社外取締役として選任することは、企業価値向上にマイナスの影響があると判断し、社外取締役を置くことは相当ではないと結論付けました。

引き続き当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討を行ってまいります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 18,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解約事由に該当すると認められる場合には、その解約の是非について十分審議を行った上、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要は以下の通りであります。

### ① 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引等に関しては、取締役会の決議を要する。

取締役会における決議、報告に関しては、法令及び定款に適合することを確認するものとする。

取締役は、コンプライアンス、適切なリスク管理のための取組み状況につき、必要に応じて取締役会に報告する。また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。

当社は、当社子会社が職務の執行、法令及び定款に適合することを確保することについて、必要な助言・指導を行っております。

### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報・文章（以下、職務執行情報という。）の取扱いは、文章管理規程等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

代表取締役社長は上記事項について責任者となるものとし、管理本部長はこれを補佐するものとして、必要があれば取締役会に報告する。

### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について直ちに担当取締役及び担当部署に通報される体制を構築する。

リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、関連する個別規程（債権管理規程、経理規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備に努める。

大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を図り、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる。代表取締役社長不在時に対策本部長職を執る対策本部長選任順位をあらかじめ定めておく。

当社は、当社子会社の危機管理について、必要な助言・指導を行っております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、基本理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。

また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているかについて業務報告を通じ定期的に検査を行う。

取締役会は、定期的開催のほか、必要に応じて適宜に開催する。

取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

取締役会の決定に基づく職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各ラインの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

当社は、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、必要な助言・指導を行っております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への報告を義務付けております。

⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理本部長を責任者とし、法令及び定款の遵守を徹底するとともに、必要な規程等を整備する。

法令及び定款に違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案が管理本部長を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

職務権限を整備し、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。

代表取締役社長は、コンプライアンス推進室を直轄する。コンプライアンス推進室は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。

各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

- ⑦ **当社と親会社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
当社は、当社の親会社及びその子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実等について相互に情報確認を行い、適切にリスク管理に努めるものとする。  
当社は、親会社及びその子会社等から通常当社が行う条件等に比して許容できない範囲の不適切な取引又は会計処理を求められた場合には、担当部署はこれを拒絶するものとし、当該案件について担当役員を通じ取締役会に報告する。  
当社と親会社及びその子会社等との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査担当は親会社の監査担当部署と十分な情報交換を行う。
- ⑧ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ⑨ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
監査役補助者の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。  
監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとし、評価については、監査役の意見を聴取するものとする。
- ⑩ **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**  
取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した時には、当該事実を速やかに報告しなければならない。  
取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。  
報告者が不利益な扱いを受けないことがないよう、報告者の個人情報を開示・漏えいしない旨、内部通報ガイドラインに定め、遵守するものとする。  
当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められた時は速やかに報告が行う。また、これらの報告をしたことによる不利益な扱いを受けない体制の構築について、当社は必要な助言・指導を行っております。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、管理本部長を責任者としてコンプライアンス推進室長とともに監査体制の実効性を高めていくこととする。

監査の実効性の確保に関しては、各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

⑬ 反社会的勢力に対する体制の整備

(i) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体並びに個人とは一切の関係をもたず、不当要求事案等が発生した場合には、顧問弁護士等と連携の上、毅然とした態度で対応するものとする。

(ii) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・ 対応部門

管理本部を対応部門とし、事案により各部門・部署が対応する。

・ 外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士や所轄警察署等と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備している。

・ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務処理の適切性、法令遵守の状況について、監査役とコンプライアンス推進室が連携し、計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動により検証しております。

コンプライアンス推進室の行う計画的内部監査は、当社全拠点を対象に実施されており、監査結果については内部監査報告書として代表取締役に対し報告を行っております。

また、監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて取締役会に報告しております。



## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の健全性を保ちつつ、中長期的な事業の成長及び、1株当たり利益の向上を最重要課題としており、経営成績に応じた業績連動型利益配分を基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、「高成長と高配当の両立」を掲げ、中間配当・期末配当の年2回実施いたします。

その結果、当期の配当金につきましては、中間配当金として1株当たり10円を実施し、期末配当金として1株当たり10円を予定しております。

---

(注) 本事業報告の記載は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                  | 金 額       |
|-------------------|-----------|----------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)            |           |
| <b>【流動資産】</b>     | 3,900,766 | <b>【流動負債】</b>        | 1,293,745 |
| 現金及び預金            | 2,072,072 | 1年内返済予定の長期借入金        | 100,000   |
| 受取手形及び売掛金         | 1,389,271 | 未払費用                 | 466,197   |
| 繰延税金資産            | 120,044   | 未払法人税等               | 66,894    |
| その他               | 319,378   | 未払消費税等               | 278,590   |
| <b>【固定資産】</b>     | 715,736   | 賞与引当金                | 261,609   |
| <b>【有形固定資産】</b>   | 86,105    | その他                  | 120,454   |
| 建物                | 68,407    | <b>【固定負債】</b>        | 657,349   |
| 車両運搬具             | 1,216     | 長期借入金                | 350,000   |
| 工具、器具及び備品         | 16,481    | 退職給付に係る負債            | 306,961   |
| <b>【無形固定資産】</b>   | 153,423   | 資産除去債務               | 324       |
| のれん               | 132,424   | その他                  | 62        |
| その他               | 20,998    | <b>負債合計</b>          | 1,951,095 |
| <b>【投資その他の資産】</b> | 476,207   | (純資産の部)              |           |
| 投資有価証券            | 274,928   | <b>【株主資本】</b>        | 2,679,394 |
| 繰延税金資産            | 104,978   | 資本金                  | 1,290,940 |
| その他               | 96,300    | 資本剰余金                | 767,897   |
| <b>【繰延資産】</b>     | 7,334     | 利益剰余金                | 620,556   |
| 株式交付費             | 3,100     | <b>【その他の包括利益累計額】</b> | △9,027    |
| 新株予約権発行費          | 4,233     | その他有価証券評価差額金         | △6,306    |
| <b>資産合計</b>       | 4,623,837 | 退職給付に係る調整累計額         | △2,720    |
|                   |           | <b>【新株予約権】</b>       | 2,375     |
|                   |           | <b>純資産合計</b>         | 2,672,742 |
|                   |           | <b>負債純資産合計</b>       | 4,623,837 |

# 連結損益計算書

( 自 平成29年10月1日 )  
( 至 平成30年9月30日 )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額          |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                         |         | 10,380,679 |
| 売 上 原 価                       |         | 7,851,885  |
| 売 上 総 利 益                     |         | 2,528,793  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 2,086,614  |
| 営 業 利 益                       |         | 442,178    |
| 営 業 外 収 益                     |         |            |
| 受 取 利 息                       | 120     |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 1,467   |            |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益             | 28,825  |            |
| そ の 他                         | 20,957  | 51,370     |
| 営 業 外 費 用                     |         |            |
| 支 払 利 息                       | 2,000   |            |
| 繰 延 資 産 償 却 費                 | 12,572  |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失           | 11,573  |            |
| そ の 他                         | 3,505   | 29,652     |
| 経 常 利 益                       |         | 463,896    |
| 特 別 利 益                       |         |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益               | 756     |            |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益             | 1,692   | 2,449      |
| 特 別 損 失                       |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 178,881 |            |
| そ の 他                         | 1,437   | 180,318    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 286,027    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 78,712  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △67,390 | 11,322     |
| 当 期 純 利 益                     |         | 274,704    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 274,704    |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年10月1日)  
(至 平成30年9月30日)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |         |          |           |
|------------------------------|-----------|---------|----------|-----------|
|                              | 資本金       | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                  | 1,267,072 | 744,028 | 603,745  | 2,614,845 |
| 当連結会計年度変動額                   |           |         |          |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)              | 23,868    | 23,868  |          | 47,737    |
| 持分法の適用範囲の変動                  |           |         | 670      | 670       |
| 剰余金の配当                       |           |         | △258,564 | △258,564  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |           |         | 274,704  | 274,704   |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) |           |         |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 23,868    | 23,868  | 16,811   | 64,549    |
| 当連結会計年度末残高                   | 1,290,940 | 767,897 | 620,556  | 2,679,394 |

|                              | その他の包括利益累計額      |                      |                       | 新株予約権 | 純資産合計     |
|------------------------------|------------------|----------------------|-----------------------|-------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に<br>係る調整<br>累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | △12,760          | △4,311               | △17,072               | 3,369 | 2,601,142 |
| 当連結会計年度変動額                   |                  |                      |                       |       |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)              |                  |                      |                       |       | 47,737    |
| 持分法の適用範囲の変動                  |                  |                      |                       |       | 670       |
| 剰余金の配当                       |                  |                      |                       |       | △258,564  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |                  |                      |                       |       | 274,704   |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) | 6,453            | 1,591                | 8,045                 | △994  | 7,050     |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 6,453            | 1,591                | 8,045                 | △994  | 71,600    |
| 当連結会計年度末残高                   | △6,306           | △2,720               | △9,027                | 2,375 | 2,672,742 |

# 貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| ( 資 産 の 部 )       |                  | ( 負 債 の 部 )       |                  |
| <b>【流動資産】</b>     | <b>3,726,403</b> | <b>【流動負債】</b>     | <b>1,221,610</b> |
| 現金及び預金            | 1,899,768        | 1年内返済予定の長期借入金     | 100,000          |
| 受取手形及び売掛金         | 1,327,930        | 未払費用              | 416,700          |
| 繰延税金資産            | 120,044          | 未払法人税等            | 62,055           |
| その他               | 378,660          | 未払消費税等            | 272,235          |
| <b>【固定資産】</b>     | <b>810,894</b>   | 賞与引当金             | 261,609          |
| <b>【有形固定資産】</b>   | <b>84,108</b>    | その他               | 109,009          |
| 建物                | 67,627           | <b>【固定負債】</b>     | <b>641,645</b>   |
| 工具、器具及び備品         | 16,481           | 長期借入金             | 350,000          |
| <b>【無形固定資産】</b>   | <b>30,933</b>    | 退職給付引当金           | 291,258          |
| のれん               | 9,934            | 資産除却債務            | 324              |
| その他               | 20,998           | その他               | 62               |
| <b>【投資その他の資産】</b> | <b>695,852</b>   | <b>負債合計</b>       | <b>1,863,256</b> |
| 投資有価証券            | 226,363          | <b>純資産の部</b>      |                  |
| 関係会社株式            | 270,940          | <b>【株主資本】</b>     | <b>2,685,307</b> |
| 繰延税金資産            | 103,777          | <b>【資本金】</b>      | <b>1,290,940</b> |
| その他               | 94,770           | <b>【資本剰余金】</b>    | <b>767,897</b>   |
| <b>【繰延資産】</b>     | <b>7,334</b>     | 資本準備金             | 638,703          |
| 株式交付費             | 3,100            | その他資本剰余金          | 129,194          |
| 新株予約権発行費          | 4,233            | <b>【利益剰余金】</b>    | <b>626,468</b>   |
| <b>資産合計</b>       | <b>4,544,631</b> | その他利益剰余金          | 626,468          |
|                   |                  | 繰越利益剰余金           | 626,468          |
|                   |                  | <b>【評価・換算差額等】</b> | <b>△6,306</b>    |
|                   |                  | その他有価証券評価差額金      | △6,306           |
|                   |                  | <b>【新株予約権】</b>    | <b>2,375</b>     |
|                   |                  | <b>純資産合計</b>      | <b>2,681,375</b> |
|                   |                  | <b>負債・純資産合計</b>   | <b>4,544,631</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 平成29年10月1日)  
(至 平成30年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売 上 高        |         | 9,934,220 |
| 売 上 原 価      |         | 7,474,855 |
| 売 上 総 利 益    |         | 2,459,364 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,011,860 |
| 営 業 利 益      |         | 447,504   |
| 営 業 外 収 益    |         |           |
| 受 取 利 息      | 360     |           |
| 投資有価証券売却益    | 1,467   |           |
| 投資事業組合運用益    | 28,825  |           |
| そ の 他        | 15,893  | 46,547    |
| 営 業 外 費 用    |         |           |
| 支 払 利 息      | 1,959   |           |
| 繰延資産償却費      | 12,572  |           |
| そ の 他        | 2,416   | 16,949    |
| 経 常 利 益      |         | 477,103   |
| 特 別 利 益      |         |           |
| 新株予約権戻入益     | 756     | 756       |
| 特 別 損 失      |         |           |
| 投資有価証券評価損    | 178,881 |           |
| 関係会社株式売却損    | 9,210   |           |
| そ の 他        | 1,238   | 189,330   |
| 税引前当期純利益     |         | 288,529   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 74,631  |           |
| 法人税等調整額      | △67,390 | 7,241     |
| 当 期 純 利 益    |         | 281,287   |

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年10月1日)  
(至 平成30年9月30日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |         |              |              |            |
|-----------------------------|-----------|---------|--------------|--------------|------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金   |              | 利益剰余金        | 株主資本<br>合計 |
|                             |           | 資本準備金   | その他資本<br>剰余金 | その他<br>利益剰余金 |            |
|                             |           |         |              | 繰越<br>利益剰余金  |            |
| 平成29年10月1日期首残高              | 1,267,072 | 614,834 | 129,194      | 603,745      | 2,614,845  |
| 事業年度中の変動額                   |           |         |              |              |            |
| 新株の発行(新株予約権の行使)             | 23,868    | 23,868  |              |              | 47,737     |
| 剰余金の配当                      |           |         |              | △258,564     | △258,564   |
| 当期純利益                       |           |         |              | 281,287      | 281,287    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |         |              |              |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | 23,868    | 23,868  | -            | 22,723       | 70,461     |
| 平成30年9月30日期末残高              | 1,290,940 | 638,703 | 129,194      | 626,468      | 2,685,307  |

|                             | 評価・換算差額等         | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|-------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 |       |           |
| 平成29年10月1日期首残高              | △12,760          | 3,369 | 2,605,454 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |       |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)             |                  |       | 47,737    |
| 剰余金の配当                      |                  |       | △258,564  |
| 当期純利益                       |                  |       | 281,287   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 6,453            | △994  | 5,459     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 6,453            | △994  | 75,921    |
| 平成30年9月30日期末残高              | △6,306           | 2,375 | 2,681,375 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月16日

株式会社夢テクノロジー  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社夢テクノロジーの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢テクノロジー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年11月14日開催の取締役会において、株式会社夢真ホールディングスを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、両社間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月16日

株式会社夢テクノロジー  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社夢テクノロジーの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年11月14日開催の取締役会において、株式会社夢真ホールディングスを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、両社間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス推進室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の宝庫稿を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月19日

株式会社夢テクノロジー 監査役会

常勤監査役 田中義男 ㊟

監査役 横山彰彦 ㊟  
(社外監査役)

監査役 竹村喜一郎 ㊟  
(社外監査役)

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は130,252,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年12月19日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名は、本総会終結をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | もと やま さ いちろう<br>本 山 佐 一 郎<br>(昭和24年3月28日) | 昭和47年4月<br><br>平成10年6月<br>平成15年6月<br>平成17年10月<br>平成18年6月<br><br>平成18年12月<br>平成22年4月<br>平成25年12月<br>平成27年12月<br>平成29年12月 | 八千代証券(株)(現三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)) 入社<br>国際証券(株) 執行役員<br>三菱証券(株) 常務執行役員<br>三菱UFJ証券(株) 常務執行役員<br>MUSファシリティサービス(株) 取締役社長<br>いちよし証券(株) 執行役員常務<br>タワー証券(株) 常任顧問<br>当社 社外取締役<br>当社 代表取締役社長(現任)<br>(株)クルンテープ 代表取締役社長(現任)                                                               | 6,000株         |
| 2     | かね こ そう たろう<br>金 子 壮 太 郎<br>(昭和47年4月11日)  | 平成7年11月<br>平成8年6月<br>平成11年3月<br>平成14年8月<br>平成23年8月<br><br>平成23年10月<br><br>平成24年4月<br>平成29年12月                           | (株)ハイテック 入社<br>同社 甲府営業所所長<br>当社 入社<br>当社 関東支店支店長<br>当社 東日本アウトソーシンググループ第1チーム長<br>当社 エンジニアリング事業本部本部長(現任)<br>当社 取締役副社長(現任)<br>(株)クルンテープ 取締役(現任)                                                                                                                                 | 1,000株         |
| 3     | かわ した とし ひさ<br>川 下 敏 久<br>(昭和42年6月8日)     | 昭和61年3月<br>平成11年1月<br>平成23年11月<br>平成27年2月<br>平成27年12月<br>平成28年5月<br><br>平成29年10月<br>平成29年12月<br>平成30年9月<br>平成30年10月     | 日立マクセル(株) 入社<br>当社 入社 営業推進室長<br>当社 人材開発本部本部長(現任)<br>(株)夢エージェント 取締役(現任)<br>当社 専務取締役(現任)<br>(株)夢エデュケーション 取締役<br>Yumeagent Philippines Corp.(現 YUMEGLOBAL CORP) 代表取締役社長(現任)<br>(株)夢ソリューションズ 代表取締役社長<br>一起吧生活科技有限公司 董事長(現任)<br>(株)夢グローバル 代表取締役社長(現任)<br>P3 OPLE4U, INC., 取締役(現任) | 20,000株        |

| 候補者番号 | ふりがな氏名(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | さとうだいお 佐藤大央<br>(昭和58年11月25日)   | 平成18年4月<br>平成22年4月<br>平成22年12月<br>平成23年6月<br>平成24年6月<br>平成27年12月<br><br>平成30年10月                                      | 野村不動産(株) 入社<br>(株)夢真ホールディングス 入社<br>(株)夢真ホールディングス 取締役<br>当社 取締役(現任)<br>(有)佐藤総合企画 代表取締役(現任)<br>(株)夢真ホールディングス 代表取締役社長(現任)<br>ネプラス(株) 代表取締役((現任))<br>三立機械設計(株) 代表取締役(現任)                                         | 60,000株    |
| 5     | かたのひろゆき之 片野裕之<br>(昭和50年12月19日) | 平成11年4月<br>平成14年1月<br>平成19年4月<br>平成26年8月<br>平成28年5月<br>平成28年7月<br><br>平成28年12月<br>平成29年7月<br><br>平成29年12月<br>平成30年10月 | (株)長崎屋 入社<br>(株)ブレイントラスト 入社<br>(株)夢真ホールディングス 入社<br>(株)小僧寿し 取締役管理本部長<br>当社 取締役管理本部長(現任)<br>(株)夢真ホールディングス 執行役員管理本部長<br>(株)夢ソリューションズ 監査役<br>(株)夢真ホールディングス 執行役員財務経理本部長<br>(株)クランテープ 取締役(現任)<br>三立機械設計(株) 取締役(現任) | 一株         |
| 6     | さとうのりきよ 佐藤義清<br>(昭和38年4月22日)   | 昭和63年4月<br>平成25年4月<br>平成28年5月<br>平成28年11月<br>平成28年12月<br><br><br><br>平成29年3月                                          | (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入社<br>同社 池袋支店 池袋第二部長<br>同社 資産監査部長<br>(株)夢真ホールディングス 入社<br>(株)夢エデュケーション 代表取締役社長<br>当社 取締役(現任)<br>(株)夢真ホールディングス 専務取締役(現任)<br>Keepdata(株) 取締役<br>(株)ダズル 監査役                                 | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第74条の2に規定する「社外取締役を置くことが相当でない理由」につきましては、本招集ご通知12頁の事業報告「(4) 社外役員に関する事項」の③に記載しております。
3. 川下敏久氏、佐藤大央氏、片野裕之氏、佐藤義清氏の過去5年間及び現在の当社の親会社である株式会社夢真ホールディングス及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当は「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役1名は、本総会終結をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| たなか よしお<br>田中 義男<br>(昭和23年1月23日) | 昭和45年4月<br>昭和49年1月<br>昭和55年12月<br>昭和60年6月<br>平成8年6月<br>平成11年10月<br>平成13年12月<br>平成15年5月<br>平成19年10月<br><br>平成21年4月<br>平成23年6月<br>平成25年6月<br>平成26年8月<br><br>平成27年7月<br>平成28年5月<br>平成28年11月 | 凸版印刷(株) 入社<br>エンサイクロペディア・ブリタニカジャパン 入社<br>水澤会計事務所 入所<br>(株)タナベ経営 入社<br>同社 取締役大阪本部長<br>同社 取締役管理本部長<br>朝日ハウス産業(株) 入社<br>(株)夢真 入社 社長室長・IR室長<br>(株)夢真ホールディングス 入社<br>事業支援部次長<br>同社 人材開発管理部次長<br>当社 監査役(現任)<br>(株)我喜大笑 監査役<br>(株)東京小僧寿し 監査役<br>(株)岩本組 監査役<br>(株)夢エージェント 監査役(現任)<br>(株)夢エデュケーション 監査役<br>(株)エクストリーム・スポーツ 監査役 | 一株             |

(注) 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社と株式会社夢真ホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社及び株式会社夢真ホールディングス（以下「夢真ホールディングス」といいます。）は、2018年11月14日開催の両社の取締役会において、夢真ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願い致したく存じます。

本株式交換の効力発生日は、2019年1月31日を予定しております。また、夢真ホールディングスについては、2018年12月19日開催予定の定時株主総会の決議による承認を得た上で、本株式交換を行う予定であります。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である2019年1月31日をもって、当社は夢真ホールディングスの完全子会社となり、これに先立ち、2019年1月28日付で当社株式は上場廃止（最終売買日は2019年1月25日）となる予定であります。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は、次のとおりであります。

#### 1. 本株式交換を行う理由

##### (1) 夢真グループの現状

現在、夢真グループ（夢真ホールディングス及びその子会社からなる企業集団を指します。）では、主力事業である建設技術者派遣事業に加えて、エンジニア派遣事業においても、積極的な人材採用に取り組み、2020年9月期中に「グループ技術者数10,000人」を達成することで、建設業界及び製造・IT業界における旺盛な技術者派遣ニーズに対応し、2021年9月期には「連結売上高762億円、連結営業利益100億円」へと飛躍的な業容拡大を目指す「中期経営計画（2019年9月期～2021年9月期）」を策定し、その達成に向け全社一丸となって取り組んでおります。

本株式交換において、完全親会社となる予定である夢真ホールディングスは、建設現場にて施工管理業務を行う技術者を派遣する建設技術者派遣事業を行っております。現在、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック関連工事や首都圏の再開発案件の増加などにより施工管理技術者の需要は旺盛となっており、また、2020年以降も品川、八重洲及び渋谷などの首都圏における再開発が続く予定であり、さらに、全国的に老朽化したインフラの整備やコンパクトシティ構想による地方の再開発案件増加など、引き続き施工管理技術者の需要は強いことが見込まれます。そのため、中期経営計画（2019年9月期～2021年9月期）においては、このような旺盛な需要に対応するべく、年間採用人数2,800人超を継続することとし、2021年9月期末には在籍技術者数7,800人を目指しております。

他方で、本株式交換において、完全子会社となる予定である当社は、製造業各社における研究開発部門のエンジニアや、IT関連エンジニアの派遣事業を行っており、夢真ホールディングスが2011年5月に株式公開買付け（TOB）により連結子会社化いたしました。当社を取り巻く外部環境については、ITエンジニアが、2030年に日本国内だけで約79万人不足



するという調査結果\*が発表されており、ITエンジニアの不足は今後深刻化してまいります。また、製造業界においてもAIやIoTの活用による生産の自動化、最適化などの技術革新は速度を増しており、研究開発部門におけるエンジニアの不足感も今後一層高まると予想しております。そのため、中期経営計画（2019年9月期～2021年9月期）においては、今後の需要に対応すべく2019年9月期中に、採用環境の整備及びエンジニア増加に伴う管理部門、研修体制、営業力の強化などの大規模な先行投資を行うこととしており、早期に年間2,000人以上を安定的に採用することができる体制を構築することにより、2021年9月期末には5,000人を超えるエンジニア集団を目指しております。

\*出典：経済産業省「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」（2016年6月10日）

## （2）当社が夢真ホールディングスの上場子会社であることによる問題点

もともと、夢真グループでは、2018年7月以降、下記の点において、当社が夢真ホールディングスの上場子会社であることによる、経営上、事業上の制約が生じており、夢真グループとしてのシナジーの最大化の実現が困難になっているとの問題意識を持っています。

第1に、当社における機動的なM&A資金の調達が困難になっている問題があります。夢真ホールディングス及び当社の属する派遣業界は、上記（1）のとおり、引き続き旺盛な需要の下、今後も事業拡大が見込まれますが、ここ数年、小規模・中規模の事業者が大規模事業者へ吸収され、事業者の集約化が進んでおり、夢真ホールディングス及び当社としても、それぞれの事業分野において、他の派遣会社等とのM&Aによる派遣人材の確保を随時検討している状況にあります。

しかし、当社の行う製造業各社における研究開発部門のエンジニアやIT関連エンジニアの派遣事業及びこれに関連する事業に関するM&A案件があっても、当社の手元資金や金融機関からの資金調達力では対応できない規模の案件も多くなっております。

そのため、現在、当社の事業分野における多額の買収資金を要するM&A案件については、投資機会を逃さないよう、本来、当社が対応すべき案件であっても、夢真ホールディングスが対応する案件が生じています。夢真ホールディングスが、2018年10月1日に、CISCO製品を中心としたIT機器の販売及びレンタル並びにITエンジニア派遣事業を展開しているネプラス株式会社を完全子会社化した事案や、同月4日に、最新の2D・3DCADを使つての高度な作図・設計について強みを持つ三立機械設計株式会社を完全子会社化した事案が、これに該当します。もし夢真ホールディングス及び当社が完全親子会社の関係にあれば、これらM&Aにおいても、夢真ホールディングスから当社に対して迅速に資金手当てを行ったり、M&A実施後に夢真ホールディングスから当社に対して機動的に対象会社株式を譲渡したり、当社と対象会社との間で合併等を行うことも可能です。しかし、現状では、夢真ホールディングス及び当社はいずれも上場会社であることから、両者間で取引等を実施する場合、一般企業との取引と同様の手続きを経た後に、適切な条件による取引実施が求められるなど、機動的な対応が困難となっています。

第2に、夢真グループにおける海外における人材採用の効率化の問題があります。日本国内の求人倍率は高止まりが続いており、今後も少子高齢化社会の進行により国内人材の不足は深刻化を増すことが予想され、日本国内での人材採用には限界が生じています。そのため、派遣業界においては、現在、全世界に拠点を設置した上で、優秀な海外人材を発

掘し、日本語教育及び技術者教育を適切に行った上で、国内外の派遣先に派遣し、収益化する仕組みを構築していくことが課題となっています。

この点、現在、夢真グループでは、夢真ホールディングスの完全子会社であり、人材紹介事業を営む株式会社夢エージェント（以下「夢エージェント」といいます。）がフィリピン及びベトナムに現地子会社を設立し、当社は夢エージェントに対して、人材の発掘・教育研修の業務を委託しています。他方、当社においても、2017年11月8日、台湾において、WEBを通じた人材紹介及び派遣事業などを行っている一起吧生活科技有限公司を完全子会社化し、海外拠点を通じた人材の採用活動を行っています。さらに当社においては、今後、ロシア、韓国、ポーランドなど優秀な人材の採用が可能と思われる各国への活動拠点の拡大と、人材発掘を予定しております。

しかし、海外拠点の設置や海外人材の発掘、教育研修には、多額の初期投資とノウハウが必要であるところ、夢真ホールディングス及びその完全子会社と、当社が、それぞれにおいて海外拠点を設置することは、夢真グループとして非効率となる問題があります。

もっとも、これを回避するため、当社及び夢エージェントにおいて、共同で海外拠点の設置や海外人材の発掘、教育研修を行うことを企図しても、当社の事業はシステムエンジニアの派遣事業である一方、夢エージェントの事業は人材紹介事業であり、当社には優秀な人材を自社の派遣人材として採用し、派遣することで収益を上げたいとのニーズがある一方で、夢エージェントにおいては、優秀な人材を自社の顧客に紹介して収益を上げたいとのニーズがあり、夢真ホールディングス及び当社が完全親子会社関係にない現状では、夢真ホールディングス及び夢エージェントとして自社の利益を犠牲にして当社の利益を優先させることが困難な場面があることから、夢真グループとして事業の効率的な発展が阻害されている状況が生じています。

第3に、夢真ホールディングス及び当社の管理部門について、夢真ホールディングスによる当社の子会社化後、鋭意、ノウハウの共有や、人材交流などを積極的に実施してまいりましたが、当社は上場子会社であることから、夢真ホールディングスからの経営の独立性を確保する必要があり、管理部門におけるオペレーションにも相違があることから、夢真ホールディングスと当社の管理部門の効率化については、これまで十分な効果を上げることができていない状況にあります。

### (3) 完全子会社化によるメリットの実現

上記(2)の問題意識の中で、夢真ホールディングスと当社がかねてから機動的なM&A資金の調達、海外における人材採用の効率化、夢真グループ内での管理部門の効率化について、シナジーの最大化に向けた議論を行ってまいりました。

そして、夢真グループの主要事業である人材派遣業は、現在のような人不足が顕著である市場では、在籍している技術者が増えるほど売上が増加し、営業利益も増加する構造にあります。すなわち、派遣人材の採用及び教育にはコストがかかる一方で、派遣需要が旺盛である限り、より早期に多数の人材を採用し、これに対して教育・研修を実施し、より技術力・収益性の高い技術者を養成できた派遣事業者が、将来に向け、より長期的かつ多額の営業利益を得ることが可能となる事業特性があります。

そして、ITエンジニアが、2030年に日本国内だけで約79万人不足するという調査結果が発表されているとおり、ITエンジニアの不足は今後深刻化することが見込まれ、また、製造業界においてもAIやIoTの活用による生産の自動化、最適化などの技術革新は速度を増しており、当社においては、研究開発部門におけるエンジニアの不足感も今後一層高まると予想しております。そのため、今後、エンジニアに対する引き合いの増加に伴い、当社において国内外の同業他社との人材獲得競争がさらに激化することも見込まれることから、現時点において、採用コスト、教育・研修コストを先行投資し、できるだけ早期に多数の優秀な人材を採用・確保することが、激しさを増す派遣業界での競争における生き残りのためには、極めて重要な課題となっています。

当社を取り巻くこうした事業環境下において、夢真ホールディングスとしては、当社を含む夢真グループ全体の一層の企業価値向上を図るためには、当社における先行投資期間であり、経営上大きな舵取りが必要となるこの時期において、当社を完全子会社化することが最善であるとの結論に至り、2018年9月、夢真ホールディングスから当社に対して株式交換による完全子会社化に向けての協議を申し入れ、本株式交換の検討を開始しました。

その後、夢真ホールディングスと当社において協議を重ねた結果、夢真ホールディングスが当社を完全子会社化することで、夢真ホールディングス及び当社には十分なメリットが見込めるとの結論に至りました。

夢真ホールディングスが当社を完全子会社とすることで、夢真グループが享受できるメリットは、具体的に以下を想定しています。

#### ① グループ成長戦略の加速

夢真ホールディングスがエンジニア派遣事業を主な事業とする当社を完全子会社化することで、当社において、夢真ホールディングスの資金力及び信用力を利用した、大量採用、営業人員数の増加、営業拠点の新設、研修体制の整備などへの集中投資や、より機動的なM&A、海外採用拠点の展開及び海外人材確保が可能となります。

また、夢真ホールディングスが当社を完全子会社とすることで、夢真ホールディングス及びその子会社と当社が、それぞれ海外拠点を展開する非効率を回避することができるとともに、夢真ホールディングス及びその子会社と当社の利益が一致することとなり、夢真グループ内でより一層円滑かつ柔軟な人材採用及び人材活用が可能になるものと考えております。この点、現在、夢真ホールディングスでは、新たに海外事業のための完全子会社である株式会社夢グローバル（以下「夢グローバル」といいます。）を2018年9月19日に設立し、そこに夢エージェントの現地子会社等の海外事業部門の集約を進めております。今後は、ホテル業界や飲食業界への人材紹介等の事業拡大も検討しております。そして、夢真ホールディングスが当社を完全子会社化し、当社及びその完全子会社の海外事業部門も夢グローバルに集約することができれば、さらに夢真グループの海外事業の効率化を実現することが可能になるものと考えております。

これらにより、夢真グループ全体のエンジニア数10,000人の早期達成と、これによる収益力の強化を実現できるものと考えております。

② グループ全体での一体的な事業運営の実現

当社を完全子会社化することで、夢真グループにおいて、グループ全体での成長戦略に沿った一体的な事業運営が可能となり、急速に変化する事業環境を捉えた成長戦略の遂行を加速させることができるものと考えております。特に、上記①に記載したとおり、海外での拠点づくり、人材発掘、教育研修といった人材確保のための事業展開において、夢真グループ内でより一層一体的・効率的な事業展開が可能になるものと考えております。

③ グループでのローコストオペレーション推進

当社が夢真ホールディングスの完全子会社となり、上場廃止をした後は、夢真ホールディングスと当社間で重複する管理部門の統合・共有化により、夢真グループ全体としての管理業務の負荷低減と経費節減が可能となり、夢真ホールディングスとしても、利益率の向上を実現できるものと考えております。

一方、当社としても、夢真ホールディングスが完全親会社となることで享受できるメリットとしては、具体的に以下を想定しています。

① 夢真ホールディングスの資金力及び信用力を活用した集中投資及び機動的かつ効果的なM&Aの実施、並びに夢真グループとの共同での海外人材の確保

夢真ホールディングスが当社を完全子会社化することで、今後、IT人材の不足が世界的な課題となっていくことが見込まれる中で、当社においては、夢真ホールディングスの資金力及び信用力を利用した、大量採用、営業人員数の増加、営業拠点の新設、研修体制の整備などへの集中投資や、より機動的かつ効果的なM&A、海外採用拠点の展開及び海外人材確保が可能となり、エンジニアの採用力及び育成力の強化及び顧客基盤開拓のための営業力の向上が見込まれ、当社の収益力の強化を実現できるものと考えております。

特に、ITエンジニアが、2030年に日本国内だけで約79万人不足するという調査結果が発表されているとおり、ITエンジニアの不足は今後深刻化することが見込まれ、また、製造業界においてもAIやIoTの活用による生産の自動化、最適化などの技術革新は速度を増しており、研究開発部門におけるエンジニアの不足感も今後一層高まると予想しております。そのため、今後、エンジニアに対する引き合いの増加に伴い、当社において国内外の同業他社との人材獲得競争がさらに激化することも見込まれることから、激しさを増す派遣業界での競争における生き残りのためには、現時点において、多額の採用コスト、教育・研修コストを先行投資し、できるだけ早期に多数の優秀な人材を採用・確保するとともに、機動的かつ効果的なM&Aの実施により、一定の経験及び技術力を有するエンジニアを取り込み、顧客基盤をさらに拡大することが極めて重要な課題となっています。しかしながら、上記のとおり、ネプラス株式会社や三立機械設計株式会社の買収案件にみられるように、当社が独自に多額の買収資金を要するM&Aを実施することは難しく、かつ、夢真ホールディングスが主体となり買収したとしても、夢真ホールディングス及び当社がそれぞれ上場会社として独立性を有し利益相反関係が生じ得る状況においては、買収に伴うシナジー等を当社として最大限享受することが困難となることも想定されます。本株式交換により当社を夢真ホールディングスの完全子会社とし、相互の利

益を完全に一致させることにより、夢真グループ一体となって、当社の企業価値の向上に資する効果的なM&Aを実施し、当社にとっての買収シナジーの最大化を図ることが可能になると考えられます。

以上のとおり、ITエンジニア及び研究開発部門におけるエンジニアの不足感が一層増まり、同業他社との競争がさらに激化していく状況に先駆けて、当社において、夢真ホールディングスの資金力及び信用力を活用した集中投資、機動的かつ効果的なM&Aの実施及び海外展開を実現することは、当社の収益力強化にとって、極めて重要であると考えております。

#### ② 長期的な視点による事業戦略の策定

上記のとおり、当社においては、現時点において、多額の採用コスト、教育・研修コストを先行投資し、できるだけ早期に多数の優秀な人材を採用・確保することが、激しさを増す派遣業界での競争における生き残りのためには極めて重要な課題となっています。もっとも、当社は上場会社であることから、短期的に営業損失を計上するような大胆な先行投資は、短期的な株価への影響等を考慮すると、株主その他投資家の皆様から十分な理解を得ることは容易ではないと考えております。この点、当社が非上場化することにより、より長期的な視点で事業戦略を策定することができ、また、加速する事業環境の変化に対応するための戦略的な経営資源の投入が容易となり、短期的な業績変動に左右されない大胆な経営的舵取りが可能となると考えております。

#### ③ 迅速な意思決定

株主が、企業理念や成長戦略を共有する夢真ホールディングスのみとなることで、より迅速な意思決定が可能となり、当社が属する製造系研究開発分野やIT分野のエンジニア派遣において求められるスピーディーで大胆な経営判断を実現させることができると考えております。

#### ④ 一体的な事業運営及び上場廃止による間接業務の合理化による人的リソースの活用

当社が夢真ホールディングスの完全子会社となり、上場廃止をした後は、夢真ホールディングスと当社間で重複する管理部門の統合・共有化により、夢真グループ全体としての管理業務の負荷低減と経費節減が可能となり、当社としても、利益率の向上を実現できるものと考えております。

### (4) 完全子会社化の判断

夢真ホールディングス及び当社は、上記(2)の問題意識の下で、今後の両社の在り方について真摯に協議を重ねた結果、完全子会社化を実現することは、上記(3)に記載した夢真ホールディングス及び当社にとってのメリットの実現により、夢真グループ全体の企業価値向上が見込まれるものと判断いたしました。

そして、夢真ホールディングスによる当社の完全子会社化により生ずる上記の企業価値向上の効果を、当社の少数株主の皆様にも享受していただくためには、夢真ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、当社の少数株主の皆様にも夢真ホールディングスの株主となっていただくことが最善であると考えに至りました。

夢真ホールディングス及び当社においては、本株式交換により、夢真グループの経営資源の最適かつ効率的な活用を行い、両社の収益力と競争力の強化を通じて、飛躍的な成長を達成するべく邁進してまいります。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及び夢真ホールディングスが2018年11月14日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

株式会社夢真ホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社夢テクノロジー（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）を取得する。

#### 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲 商号：株式会社夢真ホールディングス

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

乙 商号：株式会社夢テクノロジー

住所：東京都品川区大崎一丁目20番3号

#### 第3条（効力発生日）

本株式交換の効力が発生する日（以下「効力発生日」という。）は、2019年1月31日とする。ただし、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第4条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第8条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に0.75を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.75株の割合をもって割り当てる。

甲は、前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

#### 第5条（株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された別紙に記載の乙の新株予約権（以下「対象乙新株予約権」という。）に係る新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対して、対象乙新株予約権に代わり、本割当対象新株予約権者が保有する対象乙新株予約権の総数に1を乗じて得た数の別紙に規定する内容の甲の新株予約権（以下「割当甲新株予約権」という。）を交付する。

甲は、本株式交換に際して、各本割当対象新株予約権者に対して、その保有する対象乙新株予約権の数に1を乗じて得た数の割当甲新株予約権を割り当てる。

#### 第6条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約を承認する決議を求める。ただし、株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

#### 第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において乙が有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を基準時において消却する。

#### 第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その他の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に相手方の同意を得なければならない。

#### 第10条（剰余金の配当の限度額）

甲は、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、1株当たり20円、総額1,491,467,080円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

乙は、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、1株当たり10円、総額130,252,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

#### 第11条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙のいずれかの財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は、本契約を解除することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合には、その効力を失う。

#### 第13条（紛争解決）

本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第14条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して協議すべき事項が生じた場合は、本契約の趣旨に基づいて甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年11月14日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
株式会社夢真ホールディングス  
代表取締役 佐藤 大央 ㊟

乙：東京都品川区大崎一丁目20番3号  
株式会社夢テクノロジー  
代表取締役 本山 佐一郎 ㊟



別紙

※以下、本別紙において、「甲」を夢真ホールディングス、「乙」を夢テクノロジーと記載する。

|                            | 対象乙新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 割当甲新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                         | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第13回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (1)<br>新株予約権の数             | 22個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 22個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (2)<br>新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | <p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、夢テクノロジー普通株式2,000株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、夢テクノロジーが株式分割（夢テクノロジー普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、夢テクノロジーが合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> | <p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、夢真ホールディングス普通株式1,500株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、夢真ホールディングスが株式分割（夢真ホールディングス普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、夢真ホールディングスが合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> |

|                                                       | 対象乙新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 割当甲新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                                                    | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第13回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (3)<br>新株予約権の<br>払込金額等                                | 本新株予約権1個当たりの発行価額は、金4,750円とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本株式交換に際し、本契約第5条の規定に基づき、夢テクノロジーの第3回新株予約権1個に代えて、本新株予約権1個を交付する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (4)<br>新株予約権の<br>行使に際して<br>出資される財<br>産の価額又は<br>その算定方法 | <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、金475円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、夢テクノロジーが株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額<br/>＝調整前行使価額×（1／分割（又は併合）の比率）</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、夢テクノロジーが夢テクノロジー普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> | <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、金（475／0.75）円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の交付後、夢真ホールディングスが株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額<br/>＝調整前行使価額×（1／分割（又は併合）の比率）</p> <p>また、本新株予約権の交付後、夢真ホールディングスが夢真ホールディングス普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> |

|                        | 対象乙新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 割当甲新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                     | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 第13回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                        | $\frac{\text{調整後行使価額} - \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$ <p>新規発行株式数 × 1株当たり払込金額</p> <p>調整後行使価額 - 調整前行使価額 × 既発行株式数 + 新規発行前の1株当たりの時価</p> <p>既発行株式数 + 新規発行株式数</p> <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、夢テクノロジー普通株式にかかる発行済株式総数から夢テクノロジー普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、夢テクノロジー普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、夢テクノロジーが他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、夢テクノロジーは、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> | $\frac{\text{調整後行使価額} - \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$ <p>新規発行株式数 × 1株当たり払込金額</p> <p>調整後行使価額 - 調整前行使価額 × 既発行株式数 + 新規発行前の1株当たりの時価</p> <p>既発行株式数 + 新規発行株式数</p> <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、夢真ホールディングス普通株式にかかる発行済株式総数から夢真ホールディングス普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、夢真ホールディングス普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の交付後、夢真ホールディングスが他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、夢真ホールディングスは、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> |
| (5) 新株予約権を行使することができる期間 | 本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2018年1月1日から2023年12月31日までとする。（但し、2023年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2019年1月31日から2023年12月31日（ただし、2023年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                    | 対象乙新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 割当甲新株予約権                                                                         |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                 | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第13回新株予約権                                                                        |
| (6)<br>新株予約権の行使の条件 | <p>①新株予約権者は、2015年9月期（2014年10月1日から2015年9月30日）、2016年9月期（2015年10月1日から2016年9月30日）及び2017年9月期（2016年10月1日から2017年9月30日）の各事業年度にかかる夢テクノロジーが提出した有価証券報告書に記載される監査済みの夢テクノロジー連結損益計算書（以下「夢テクノロジー連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載された営業利益が次の各号に定める条件を、上記のいずれか2期達成した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>(ア) 2015年9月期の監査済みの夢テクノロジー連結損益計算書における営業利益が3億円を超過している場合</p> <p>(イ) 2016年9月期の監査済みの夢テクノロジー連結損益計算書における営業利益が3.5億円を超過している場合</p> <p>(ウ) 2017年9月期の監査済みの夢テクノロジー連結損益計算書における営業利益が4億円を超過している場合</p> <p>②新株予約権者は、本新株予約権の割当後、夢テクノロジーの役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。</p> | <p>①新株予約権者は、本新株予約権の交付後、夢テクノロジーの役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降は、本新株予約権を行使することができない。</p> |

|    | 対象乙新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 割当甲新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称 | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第13回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|    | <p>③新株予約権者が、夢テクノロジーの使用人である場合、夢テクノロジーの就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>④新株予約権者が、夢テクノロジーの取締役である場合、会社法上、必要な手続を経ず、同法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条項第2号若しくは第3号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>⑤新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>⑥新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑦本新株予約権の行使によって、夢テクノロジーの発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑧各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑨上記①が達成できないことが確定した場合及び②乃至⑥の何れかの事由が発生した場合、当該新株予約権者の保有する本新株予約権は消滅する。</p> | <p>②新株予約権者が、夢テクノロジーの使用人である場合、夢テクノロジーの就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>③新株予約権者が、夢テクノロジーの取締役である場合、会社法上、必要な手続を経ず、同法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条項第2号若しくは第3号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>④新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑥本新株予約権の行使によって、夢真ホールディングスの発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑧①乃至⑤のいずれかの事由が発生した場合、当該新株予約権者の保有する本新株予約権は消滅する。</p> |

|                                           | 対象乙新株予約権                                                                                                                                                                                                              | 割当甲新株予約権                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                                        | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                              | 第13回新株予約権                                                                                                                                                                                                             |
| (7)<br>新株予約権により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項 | <p>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の金額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の金額を減じた額とする。</p> | <p>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の金額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の金額を減じた額とする。</p> |
| (8)<br>譲渡による新株予約権の取得の制限                   | 譲渡による本新株予約権の取得については、夢テクノロジー取締役会の決議による承認を要するものとする。                                                                                                                                                                     | 譲渡による本新株予約権の取得については、夢真ホールディングスの取締役会の決議による承認を要するものとする。                                                                                                                                                                 |
| (9)<br>新株予約権の取得に関する事項                     | ①夢テクノロジーが消滅会社となる合併契約、夢テクノロジーが分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は夢テクノロジーが完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、夢テクノロジーは、夢テクノロジー取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。                   | ①夢真ホールディングスが消滅会社となる合併契約、夢真ホールディングスが分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は夢真ホールディングスが完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、夢真ホールディングスは、夢真ホールディングスの取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。   |

|                         | 対象乙新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 割当甲新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                      | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 第13回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                         | ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、夢テクノロジーは新株予約権を無償で取得することができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、夢真ホールディングスは新株予約権を無償で取得することができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い | <p>夢テクノロジーが、合併（夢テクノロジーが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。</p> | <p>夢真ホールディングスが、合併（夢真ホールディングスが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。</p> |

|    | 対象乙新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 割当甲新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称 | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第13回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|    | <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(10)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記(5)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(5)に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記(7)に準じて決定する。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧その他新株予約権の行使の条件</p> <p>上記(6)に準じて決定する。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>上記(9)に準じて決定する。</p> <p>⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p> | <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(10)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記(5)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(5)に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記(7)に準じて決定する。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧その他新株予約権の行使の条件</p> <p>上記(6)に準じて決定する。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>上記(9)に準じて決定する。</p> <p>⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p> |

(株式交換契約は以上)



### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

|                     | 夢真ホールディングス<br>(株式交換完全親会社)      | 当社<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------|--------------------------------|-------------------|
| 本株式交換に係る<br>割 当 比 率 | 1                              | 0.75              |
| 本株式交換により<br>交付する株式数 | 夢真ホールディングスの普通株式：3,778,800株（予定） |                   |

##### (注1) 株式の割当比率

当社の株式1株に対して、夢真ホールディングスの株式0.75株を割当交付いたします。ただし、夢真ホールディングスが保有する当社の普通株式7,986,800株（2018年11月14日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

##### (注2) 本株式交換により交付する夢真ホールディングスの株式数

夢真ホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換により夢真ホールディングスが当社の発行済株式（ただし、夢真ホールディングスが保有する当社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、夢真ホールディングスを除きます。）に対し、当社の普通株式に代わり、株主の皆様が所有する当社の普通株式数の合計に0.75を乗じて得られる数の夢真ホールディングスの普通株式を交付する予定です。また、本株式交換により交付する株式は、全て新たに普通株式を発行することにより対応する予定です。

なお、当社は2018年11月14日現在、自己株式を保有していませんが、仮に基準時まで自己株式を取得することがある場合には、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

また、本株式交換により交付する株式数は、当社の自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

##### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、夢真ホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる当社の株主の皆様においては、夢真ホールディングスの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売却することはできません。

##### 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、夢真ホールディングスの単元未満株式を所有する株主の皆様が、夢真ホールディングスに対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、夢真ホールディングスの普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する夢真ホールディングスの普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

a. 割当ての内容の根拠及び理由

夢真ホールディングス及び当社は、上記1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、2018年9月に、夢真ホールディングスから当社に対して本株式交換の提案を行い、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、夢真ホールディングスが当社を完全子会社化することが、当社を含む夢真グループ全体の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

夢真ホールディングス及び当社は、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換に係る株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定し、夢真ホールディングスは、トラスティーズ・アドバイザー株式会社(以下「トラスティーズ」といいます。)を、当社は、株式会社クリフィックスFAS(以下「クリフィックス」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、夢真ホールディングスは、岩田合同法律事務所を、当社は、シティユーク法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

夢真ホールディングスは、下記(3)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、トラスティーズから提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、夢真ホールディングス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、これらを踏まえ当社と慎重に交渉・協議を重ねました。

他方、当社は、クリフィックスから提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、夢真ホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等のほか、当社及び夢真ホールディングスの財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、これらを踏まえ夢真ホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねました。

このような複数回の交渉・協議において、本株式交換に係る割当比率は、当初、夢真ホールディングスが当社に対して提案した、夢真ホールディングス株式1株に対して当社株式0.73株という比率から、下記(3)②a.「当社における利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得」記載の当社の設置した第三者委員会からの「少数株主の利益への配慮の観点から、当社にとって、より有利な割当比率での合意をすべき」との勧告を踏まえた、当社による比率の引き上げ交渉の結果、本株式交換比率まで引き上げられました。そして、最終的に、夢真ホールディングス及び当社は、本株式交換比率は、両社が委託した算定機関から提出を受けた株式交換比率算定書の株式交換比率算定結果

の範囲内であり、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案すると妥当なものであるとの判断に至り、2018年11月14日に開催された両社の取締役会において本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

## b. 算定に関する事項

### ア 算定機関の名称及び上場会社との関係

夢真ホールディングスの第三者算定機関であるトラスティーズ及び当社の第三者算定機関であるクリフィックスはいずれも、夢真ホールディングス及び当社から独立した算定機関であり、夢真ホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### イ 算定の概要

夢真ホールディングスは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、夢真ホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関であるトラスティーズを選定し、2018年11月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

トラスティーズは、夢真ホールディングスについては、夢真ホールディングスが東京証券取引所JASDAQ（株式会社東京証券取引所JASDAQ市場を意味します。以下同じとします。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、さらに、夢真ホールディングスについて、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似公開会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似公開会社比準法を採用して算定を行いました。市場株価法では、2018年11月13日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の東京証券取引所JASDAQにおける株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、夢真ホールディングスが作成した2019年9月から2021年9月期の連結の利益計画を前提としております。なお、トラスティーズがDCF法による算定の前提とした夢真ホールディングスの将来の連結財務予測においては、営業利益について2019年9月期は約6,000百万円、2020年9月期は約8,000百万円と大幅な増益を見込んでいます。これは、建設技術者派遣事業について2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック関連工事など引き続き強い需要見込みの下、年間採用人数2,800人超を継続していくとともに、エンジニア派遣事業については2019年9月期において大量採用、営業人員数の増加や営業拠点の新設、研修体制の整備といった大規模な先行投資を行うことを予定しており、これらにより2020年9月期における大幅な営業利益の増益を見込んでいるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。さらに、類似公開会社比準法では、事業内容の類似性を考慮し、夢真ホールディングスと類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、EBITDA倍率、EBIT倍率及びP/E倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換価値比率のレンジを算定しております。

当社については、当社が東京証券取引所JASDAQに上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を

採用し、さらに、当社について、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似公開会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似公開会社比準法を採用して算定を行いました。市場株価法では、2018年11月13日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の東京証券取引所JASDAQにおける株価終値単純平均値を採用しました。なお、トラスティーズがDCF法による算定の前提とした当社の将来の財務予測においては、営業利益について、2019年9月期は約0百万円、2020年9月期は約1,000百万円、2021年9月期は約1,800百万円と、各年度における大幅な増益を見込んでいます。これは、2019年9月期において、大量採用、営業人員数の増加や営業拠点の新設、研修体制の整備といった約8億円の販管費増加を伴う先行投資を行うことにより、2020年9月期以降は、大量採用路線を継続し、年間2,000名の採用を行いつつも、エンジニアの稼働率を重視した経営体制に移行し、稼働率を改善させること及び販管費率を下げることでできると考えており、大幅な営業利益の増益を見込んでいるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。さらに、類似公開会社比準法では、事業内容の類似性を考慮し、当社と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、EBITDA倍率、EBIT倍率及びPER倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換価値比率のレンジを算定しております。

各評価方法による当社の普通株式1株に対する夢真ホールディングスの普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

|           | 株式交換比率の算定レンジ |
|-----------|--------------|
| 市場株価法     | 0.66～0.74    |
| DCF法      | 0.63～0.78    |
| 類似公開会社比準法 | 0.70～0.79    |

トラスティーズは、株式交換比率の算定に際して、夢真ホールディングス及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、夢真ホールディングス及び当社並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した夢真ホールディングス及び当社の財務見通しについては、夢真ホールディングス及び当社より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2018年11月13日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、トラスティーズが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

夢真ホールディングスは、トラスティーズより、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、トラスティーズによる上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を担保するため、夢真ホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関であるクリフィックスを選定し、2018年11月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

クリフィックスは、夢真ホールディングス及び当社については、それぞれが東京証券取引所JASDAQに株式上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映させるためDCF法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価方法による当社の普通株式1株に対する夢真ホールディングスの普通株式の割当株数の算定結果は以下のとおりです。

| 採用手法  | 株式交換比率の算定レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 0.66～0.75    |
| DCF法  | 0.62～0.79    |

市場株価法においては、算定基準日を2018年11月13日として、夢真ホールディングス及び当社の普通株式の東京証券取引所JASDAQにおける算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（夢真ホールディングスは、算定基準日：961円、5営業日平均：973円、1ヶ月間平均：976円、3ヶ月間平均：1,076円、6ヶ月間平均：1,105円、当社は、算定基準日：687円、5営業日平均：678円、1ヶ月間平均：650円、3ヶ月間平均：712円、6ヶ月間平均：829円）を採用しております。

DCF法においては、クリフィックスは、夢真ホールディングスについて、夢真ホールディングスが作成した2019年9月期から2021年9月期の連結財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は7.6%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%～1.2%として算定しております。なお、クリフィックスがDCF法による算定の前提とした夢真ホールディングスの将来の連結財務予測においては、営業利益について2019年9月期は約6,000百万円、2020年9月期は約8,000百万円と大幅な増益を見込んでいます。これは、建設技術者派遣事業について2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック関連工事など引き続き強い需要見込みの下、年間採用人数2,800人超を継続していくとともに、エンジニア派遣事業については2019年9月期において大量採用、営業人員数の増加や営業拠点の新設、研修体制の整備といった大規模な先行投資を行うことを予定しており、これらにより2020年9月期における大幅な営業利益の増益を見込んでいるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、当社については、当社が作成した2019年9月期から2021年9月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は9.7%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%~1.2%として算定しております。なお、クリフィックスがDCF法による算定の前提とした当社の将来の財務予測においては、営業利益について、2019年9月期は約0百万円、2020年9月期は約1,000百万円、2021年9月期は約1,800百万円と、各年度における大幅な増益を見込んでいます。これは、2019年9月期において、大量採用、営業人員数の増加や営業拠点の新設、研修体制の整備といった約8億円の販管費増加を伴う先行投資を行うことにより、2020年9月期以降は、大量採用路線を継続し、年間2,000名の採用を行いつつも、エンジニアの稼働率を重視した経営体制に移行し、稼働率を改善させること及び販管費率を下げるができると考えており、大幅な営業利益の増益を見込んでいるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

クリフィックスは、交換比率の算定に際して、夢真ホールディングス及び当社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、夢真ホールディングス及び当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。クリフィックスは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

## (2) 交換対価として夢真ホールディングスの普通株式を選択した理由

当社及び夢真ホールディングスは、本株式交換の対価として、夢真ホールディングスの普通株式を選択いたしました。

夢真ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所JASDAQに上場しており、引き続き流動性を有するため取引機会が確保されること、及び、当社の株主の皆様が本株式交換による当社の完全子会社化により生ずる企業価値向上の効果を享受することが可能であること等を考慮して、上記の選択は適切であると判断いたしました。

## (3) 夢真ホールディングス以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

### ① 公正性を担保するための措置

夢真ホールディングス及び当社は、夢真ホールディングスが、既に当社の総株主の議決権の61.31%を保有していることから、本株式交換に関する株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保する措置を実施しております。

#### a. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

夢真ホールディングス及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、夢真ホールディングスは、夢真ホールディングス及び当

社から独立した第三者算定機関であるトラスティーズを選定し、2018年11月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、夢真ホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関であるクリフィックスを選定し、2018年11月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記(1)②b.「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が夢真ホールディングス又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

b. 独立した法律事務所からの助言

夢真ホールディングスは、本株式交換の法務アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、岩田合同法律事務所は、夢真ホールディングス及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、シティユーワ法律事務所は、夢真ホールディングス及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

夢真ホールディングスは、既に当社の発行済株式総数の61.31%を保有する当社の親会社であることから、本株式交換は当社にとって支配株主との重要な取引等に該当するため、当社は、上記①の公正性を担保するための措置に加えて、以下のとおり利益相反を回避するための措置を実施しております。

a. 当社における利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換における利益相反を回避するために、2018年10月10日付けで、支配株主である夢真ホールディングスと利害関係を有しない独立した外部の有識者である、後藤高志氏（潮見坂総合法律事務所 弁護士）、小宮孝之氏（株式会社KEYコンサルティング 公認会計士・税理士）及び竹村喜一郎氏（当社 社外監査役）の3名により構成される第三者委員会（以下「当社第三者委員会」といいます。）を設置し、（Ⅰ）本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、（Ⅱ）本株式交換の条件の公正性（株式交換比率の妥当性を含む。）、（Ⅲ）本株式交換に係る手続の公正性、（Ⅳ）本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないか、について諮問しました。

当社第三者委員会は、2018年10月12日から2018年11月13日までに、会合を合計4回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

当社第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の事業内容、業績、損益構造、経営環境、主要な経営課題、夢真ホールディングスとの関係、企業価値の内容、並びに上記(1)②a.「割当ての内容の根拠及び理由」記載の株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定

過程について説明を受け、必要資料の追加開示要請及び質疑応答を行っております。また、当社の第三者算定機関であるクリフィックスから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を、当社の法務アドバイザーであるシティニュー法律事務所からは、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法及び過程等に関する説明を受けております。

当社第三者委員会は、このような経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る決定は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を2018年11月13日付けで、当社の取締役会に対して提出しております。

- b. 当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認
- 本株式交換に関する議案を決議した当社の取締役会では、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず、(Ⅰ)当社の取締役のうち、夢真ホールディングスの代表取締役を兼務している佐藤大央氏、夢真ホールディングスの専務取締役を兼務している佐藤義清氏、夢真ホールディングスの執行役員財務経理本部長を兼務している片野裕之氏、及び夢真ホールディングスの子会社である夢グローバルの代表取締役等を兼務している川下敏久氏を除く取締役2名において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行い、さらに、取締役会の定足数を確保する観点から、(Ⅱ)上記取締役のうち川下敏久氏を加えた取締役3名において改めて審議のうえ、全員一致により上記の決議を行うという二段階の決議を経ております。また、上記の取締役会には、田中義男氏を除く監査役2名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。田中義男氏は、夢真ホールディングスの子会社である夢エージェントの監査役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における本株式交換に係る審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

なお、同様の観点から、上記の佐藤大央氏、佐藤義清氏、片野裕之氏及び川下敏久氏は、当社の立場において本株式交換に関する夢真ホールディングスとの協議・交渉に参加しておりません。

#### (4) 夢真ホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する夢真ホールディングスの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、夢真ホールディングスが決定いたします。これは、夢真ホールディングスの財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

##### (1) 夢真ホールディングスの定款の定め

夢真ホールディングスの定款は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.yume-tec.co.jp/>)において掲載しております。



## (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

### ① 交換対価を取引する市場

夢真ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所JASDAQにおいて取引されております。

### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

夢真ホールディングスの普通株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次等が行われています。

### ③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

## (3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2018年11月14日）の前営業日を基準として、1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所JASDAQにおける夢真ホールディングス株式の終値の平均は、それぞれ976円及び1,076円です。

また、夢真ホールディングス株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

## (4) 夢真ホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

夢真ホールディングスは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

## 5. 本株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項

当社が発行している下記の第3回新株予約権については、本株式交換契約に基づき、本株式交換の効力発生日における当該新株予約権に係る新株予約権者に対して、下記のとおり夢真ホールディングスの新株予約権を交付いたします。当社の発行している第3回新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者が当社の役職員であることから、夢真グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上に資するものと考え、夢真ホールディングスの新株予約権を交付することといたしました。交付する夢真ホールディングスの新株予約権の条件については、当社の第3回新株予約権の対象である当社普通株式1株を、本株式交換比率に従って、夢真ホールディングス普通株式0.75株で置き換えたものとしており、当社の第3回新株予約権の行使価額を本株式交換比率である0.75で除した価額が、交付する夢真ホールディングスの新株予約権の行使価額となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、夢真ホールディングスの普通株式33,000株が新たに交付されることとなります。

他方、当社が発行している第5回新株予約権についても、2018年11月14日現在残存しておりますが、同新株予約権は、行使条件の未達が確実となっているため、夢真ホールディングスの新株予約権の割当てを行いません。当該第5回新株予約権については、基準時まで、当社がその全てを新株予約権者から無償で取得し、消却する予定です。

かかる定めについては、行使可能な当社の新株予約権を有する新株予約権者に対して、当該新株予約権と実質的に同内容かつ同数の夢真ホールディングスの新株予約権を交付するものであり、相当であると判断しております。

なお、当社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

| 当社が発行している新株予約権 |           |                      |              | 夢真ホールディングスが発行する新株予約権 |           |                      |                      |
|----------------|-----------|----------------------|--------------|----------------------|-----------|----------------------|----------------------|
|                | 数<br>(総数) | 目的となる<br>株式数<br>(注1) | 行使価額<br>(注2) |                      | 数<br>(総数) | 目的となる<br>株式数<br>(注2) | 行使価額<br>(注2)<br>(注3) |
| 第3回<br>新株予約権   | 22個       | 44,000株              | 475円         | 第13回<br>新株予約権        | 22個       | 33,000株              | 633円                 |

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社の普通株式です。

(注2) 新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の目的となる株式1株当たりの金額を記載しています。

(注3) 夢真ホールディングスが発行する新株予約権の行使価額は、当社が発行している第3回新株予約権の行使価額を本株式交換比率である0.75で除した金額です(上記表中では、小数点以下を切り捨てて記載しております。)

## 6. 計算書類等に関する事項

### (1) 夢真ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

夢真ホールディングスの最終事業年度(2018年9月期)に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.yume-tec.co.jp/>)において掲載しております。

### (2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### ① 当社

当社は、2018年11月14日に、株式会社夢真ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換の内容の概要」に記載のとおりであります。

#### ② 夢真ホールディングス

##### 本株式交換契約の締結

夢真ホールディングスは、2018年11月14日に、夢真ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換の内容の概要」に記載のとおりであります。

## 株式取得による会社等の買収

### I. Centurion Capital Pacific Limitedの取得

夢真ホールディングスは、2018年7月30日開催の取締役会において、P30PLE4U, Inc.の株式を100%保有する特別目的会社(Centurion Capital Pacific Limited以下、便宜上「P4U社」といいます。)の株式を取得して子会社化することを決議しました。また、2018年10月1日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 P30PLE4U, Inc.

事業の内容 エンジニア派遣事業

※Centurion Capital Pacific Limitedは、P30PLE4U, Inc.の株式の保有を目的として設立された会社であります。

②企業結合を行った主な理由

夢真グループでは、いずれも人材不足が深刻である、建設、製造及びIT業界向け技術者派遣事業を成長ドライバーとした、「中期経営計画」が進行中です。人材不足に関しましては、特に、IT人材の不足が世界的に加速すると予測されており、2030年には日本国内だけで約79万人不足するという試算も出ております。

このことから、国内外のIT人材を獲得することは、夢真グループにとって大きな成長機会だと認識しております。今回、株式取得したP4U社は、フィリピンにて主にITエンジニアの派遣事業を行っております。フィリピンでは、安価な労働力を背景にBPO（Business Process Outsourcing）市場が拡大を続けており、また、国をあげてITエンジニアの育成に力を入れているため、P4U社も今後大きな成長を見込んでおります。このことから、中長期的に、国内外のIT人材を確保することを重要な経営戦略と位置づけている夢真グループと親和性が高いと判断したため、P4U社株式を取得いたしました。

③企業結合日

2018年10月1日

④企業結合の法的形式

株式の取得

⑤結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

75%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

夢真ホールディングスが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 取得の対価現金 | 225百万フィリピンペソ (PhP) |
|---------|--------------------|

|      |                    |
|------|--------------------|
| 取得原価 | 225百万フィリピンペソ (PhP) |
|------|--------------------|

(注) 取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。条件付取得対価は、被取得企業の一定期間の将来業績に応じて支払処理を行う契約となっており、現時点では確定しておりません。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等33百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債並びにその主な内訳現時点では確定しておりません。
- (6) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

①条件付取得対価の内容

企業結合後の特定のマイルストーン達成に応じて、以下の条件付取得対価を支払うこととなっております。

- (a) P4U 社の2018年1月1日から2018年12月31日の期間の業績指標となるEBITDAが90%を達成した場合に75百万フィリピンペソ (PhP)。
- (b) P4U 社の2019年1月1日から2019年12月31日の期間の業績指標となるEBITDAを90%を達成、または、2018年1月1日から2018年12月31日及び2019年1月1日から2019年12月31日の累積の業績指標となるEBITDAを90%以上達成した場合、100%を上限として、達成率に比例して下記のとおり支払う。

| 達成率      | 条件付対価                               |
|----------|-------------------------------------|
| 90%～100% | 57百万フィリピンペソ (PhP)～64百万フィリピンペソ (PhP) |

②当連結会計年度以降の会計処理

取得対価の追加支払が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

- (7) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由  
識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

## II. ネプラス株式会社の取得

夢真ホールディングスは、2018年9月26日開催の取締役会において、ネプラス株式会社の株式を取得して子会社化することを決議しました。また、2018年10月1日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ネプラス株式会社

事業の内容 人材派遣・紹介サービス事業、IT機器の販売・レンタル

②企業結合を行った主な理由

現在、夢真グループでは、主力事業である建設技術者派遣事業に加えて、エンジニア派遣事業においても、積極的な人材採用に取り組み、2020年9月期中に「グループ技術者数10,000人」を達成することで、建設業界及び製造・IT業界における旺盛な技術者派遣ニーズに対応し、2021年9月期には「連結売上高762億円、連結営業利益100億円」と飛躍的な業容拡大を目指す「中期経営計画」を策定し、その達成に向け全社一丸となって取り組んでおります。

特に人材不足に関しましては、IT人材の不足が世界的に加速すると予測されており、2030年には日本国内だけで約79万人不足するという試算も発表されており、また、製造業界においてもAIやIoTの活用による生産の自動化、最適化等の技術革新はその速度を増しており、研究開発部門のエンジニアに対する不足感が高まると予想しております。このことから、国内外のIT人材を獲得する事は、当社グループにとって大きな成長機会であると認識しております。

今回株式取得したネプラス社はCISCO製品を中心としたIT機器の販売及びレンタル並びにITエンジニア派遣事業を展開しております。各製品に対する深い知識や取引先との強い関係性等に加えて、ビジネスの核となる高い技術力を持った、優秀なエンジニアが50名以上在籍しております。派遣先としましては、開発・設計分野のいわゆる上流工程がメインとなっており、これは、若手・未経験エンジニアが多く在籍している夢真ホールディングスのエンジニア派遣セグメントにとって、「技術力」を補完することが期待できます。また、ネプラス社は夢真グループが派遣実績のない複数の企業に対し、エンジニアを派遣していることから、顧客基盤の拡大が可能となるため、夢真グループとの親和性が非常に高いと判断し、ネプラス社株式を取得いたしました。

③企業結合日

2018年10月1日

④企業結合の法的形式

株式の取得

⑤結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

夢真ホールディングスが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|         |          |
|---------|----------|
| 取得の対価現金 | 1,954百万円 |
| 取得原価    | 1,954百万円 |

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等102百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由

識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

以上





